

令和2年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名: 大岡山 学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	運営指針に従い、子どもの健全な育成と遊び及び生活支援を行っている。また創意工夫し、質の向上と機能の充実に努めている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	放課後、保護者が就労等により家庭で保育できない子どもの居場所として、子どもたちが主体的に取り組める遊び(メンコなどの工作)を多く取り入れている。それぞれの発達段階を踏まえ生活の場を保障している。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境整備に取り組んでいる。安全に配慮しながら子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように、また、基本的な生活習慣である挨拶・手洗い・学習を習慣化できるように促している。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者に大岡山学童の運営について理解、協力していただいているがお知らせを更に工夫をして、学校の副校長先生はじめ、担任の先生と連絡、連携をとるようにしている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○各々支援員が、子どもたちを迎えるための計画、準備を精力的に行い、子どもたちの気持ちに寄り添い、支援している。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○支援員は、子どもの人権に十分に配慮し育成にあたっている。職場内で、OJTによる資質向上を行っている。子どもの気持ちを大切に、子どもの意見を聞き、話し合いで解決に努めている。秘密保持を厳守し、保護者とも連携がしている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○保護者が、労働等により昼間家庭にいない子どもの放課後において、学校と連携し育成支援を行っている。子どもや保護者の人権に十分配慮し、秘密義務の徹底、個人情報の保護等に取り組んでいる。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	日頃より、ご要望や相談(苦情)について、保護者と連携をとり、相談し迅速に誠実に対応している。法人で苦情解決対応の仕組みが整っている。施設の相談窓口等について更にお知らせしていく。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○施設内で、毎日、業務確認のためのショートミーティングと月に一度の支援員全体会議を行い、毎月の行事・毎日の育成について意見を出し合い、共有し、支援員全員で作り上げている。また、施設長は、民営連絡会に出席し目黒区学童と情報等を共有している。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	コロナ禍のために研修参加はできなかったが、児童期の発達過程を理解するために本を読んだり、ミーティングで個々の子どもたちの理解を行い、目黒区スーパーバイザー巡回時に相談し、子どもたちの気持ちを大切に支援にあたっている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○特別保育中に、どのような形で支援が行えるか職員全員で考え、学童で行っている工作材料を各家庭に郵送し、自宅で少しでも楽しい時間を過ごすようにした。保護者と子どもの要望を聞き、支援に生かせるように努力している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○育成の中で、いじめについて留意し、保護者と連絡を密にし、また、子どもたちと話し合いの時間をもち、環境整備を整え、安全に過ごせるようにしている。おやつは、子どもたちが楽しく食べられるメニューを考え、食品成分について、毎日二人以上の目で確認している。けが等の際は保護者へ連絡し、速やかに対処している。災害に備えて毎月、訓練を行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○障害のある子どもは、可能な限り受け入れを行う。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○保護者と連携を取り、子どもの成長の支援を行っている。巡回指導での相談を行い、子どもにとって過ごしやすいう、また成長の手助けができるように、支援員全員で共有理解を持つようになっている。学校とも連携している。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○日頃より、各家庭の状況を連絡帳や子どもとの会話、様子、保護者との会話から不適切な養育や虐待がないか注意を払っている。また、それらが疑われるときは、個人だけで判断せず、迅速に職員複数で確かめ、支援課と相談し、適切に速やかに対応する。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○家庭での養育について支援が必要と思える場合は、保護者または関係機関と連携し適切に行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○特に配慮を必要とする児童の対応について、秘密厳守、プライバシーの保護を行い、対応している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○連絡帳を主として、その日の出席確認、学童での子どもの様子をお知らせした。また、メールやFAXでも対応している。一か月の予定は、おたよりを配布し、情報を共有している。コロナに関する情報は見守りメール配信を行い、状況の変化に伴い郵送もしている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○1年生・転所生の希望者面談、2,3年生はグループ面談を行った。連絡帳によるやり取りの中で、要望、相談をうけ、適切に対応している。また、お迎え時にその日の子どもの様子をお伝えし、会話を大切にしている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○毎月のおたよりにより、学童の予定、お願いしたい事、学童の状況をお知らせしている。夏休みの様子を写真付きお手紙でお知らせするなど工夫している。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	子どもたちが主体的に遊び学べ、安心安全に過ごすために、環境整備をし、今年度は消毒や換気を繰り返し行っている。保護者と連携をとるよう心掛けている。おやつも子どもの嗜好や体づくりを考え提供している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	業務の実施状況に関する日誌(子どもの出席、職員の仕事に関する状況等)を記録し、月に一度の職員全体会議や毎日のショートミーティングを行っている。おやつ発注購入をしている。環境整備、消毒、換気に留意している。保護者と連絡を密にしている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校の校庭を使用するにあたって、学校を訪ねた際に、子どものことについて担任の先生方と連携をとるようにしている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	昨年度、学校との会議で個人情報や秘密保持について確認し、今年度も継続している。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	今年度は、コロナ禍で自粛期間があり、学校の情報をいただきながら学童の生活を考えた。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	今年度は、コロナウイルスで以前のように交流はなかったが、地域から行事の中止などのお知らせをいただいたり、毎年、外部から招いている方に連絡をとった。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校の校庭を使用するにあたって、ランドセル広場担当の方の指示に従って校庭を使用している。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	△	今年度、感染症対策の影響で児童館は使用できなかったが、近隣の児童館と連絡をとり連携をとるよう努めている。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17	(1)衛生管理	○	子ども職員も手洗い、うがい消毒を徹底している。施設内の消毒、換気を頻繁に行っている。子どもたちは、対面にならないように座り、学習とおやつ時間を過ごしている。感染症発生時の対応を法人、区とともに定めている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	室内の家具等の転倒防止をし、安全点検は毎日行い、児童の動線は常に気を付けている。事故・ケガ発生時のフローを作成し、保護者と連絡を取り、迅速に対応することを定めている。
	(3)防災及び防犯対策	○	毎月火災・地震・不審者対応の避難訓練を行った。どの場面でも対応できるフローがある。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	学童からの帰宅経路を確認した。地域安全パトロールの方に巡回していただいている。碑文谷警察と迅速に連絡ができる体制である。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
18	(1)施設	○	児童が安全安心に過ごせるように、室内のレイアウトを行い、季節の壁面を子どもたちと一緒に作成し、季節を感じられるように心がけている。体調の悪い時は、すぐに休めるようにベッドを用意している。
	(2)設備、備品等	○	子どもたちが「生活の場」として機能を満たすための手洗い場、トイレ、ロッカー、下駄箱、机、冷暖房機等を備えている。「遊び」に必要な設備・備品・玩具・素材を備えている。
19	(1)職員配置	○	どの場面でも支援員は二人以上いるように配置している。
	(2)育成支援の実施	○	支援の単位ごとに安全安心に子どもたちが過ごせるように、見守り、育成にあっている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
	(4)勤務時間	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	(1)運営主体の要件	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。
24	労働環境整備	○	労働実態の把握を行っており、健康診断・予防接種を実施。労災保険に加入、支援員は、必要に応じて、厚生年金、雇用保険に加入している。
25	(1)会計管理	○	放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。
	(2)情報公開	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。